計画策定までの流れについて

資料4

令和6年3月29日　特定都市河川・流域の指定

令和6年8月22日　第1回　中川・綾瀬川流域水害対策協議会
（設置及び基本的事項の確認）

令和6年11月18日　第2回　中川・綾瀬川流域水害対策協議会
（流域水害対策計画（公表用素案）の確認、内容合意）

令和6年12月4日～令和7年1月6日　学識経験者への意見聴取　関係住民への意見聴取

令和7年2月18日　第3回　中川・綾瀬川流域水害対策協議会
（流域水害対策計画（案）の確認・合意）

令和6年度内（予定）　流域水害対策計画の策定・公表

令和7年7月1日～
法第30条（雨水浸透阻害行為）等に関する規定の施行

計画策定後～　流域水害対策協議会にて、本計画のフォローアップを実施
・計画管理項目の進捗状況の共有及び評価を実施
・自治体等に被害の解消を図るべき対象を明らかにし、「排水する」・「貯める」・「住まい方や土地の使い方を工夫する」等の対策を検討し、計画に反映